

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、未然防止・早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

- ① 道徳の授業や児童会等による主体的な取組への支援を通じて、子どもたちがいじめについて深く考え理解し、いじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。
- ② 教職員は、いじめを受けた子どもからの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめを受けた子どもが安心して学校生活を送ることができるようにする。いじめを受けた子どもを組織的に守り通す取組を徹底する。
- ③ 教職員は、周囲の子どもたちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子どもの発信を促すための子どもたちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた子どもを守り通す。
- ④ いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。
- ⑤ いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

## 2 いじめ防止に関する学校の組織体制

### (1) 「十一小いじめ対策委員会」（運営委員会と兼務）

メンバー：校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、分掌・学年・専科主任、養護教諭、  
スクールカウンセラー、（スクールソーシャルワーカー）

- ① 日常的、定期的に児童の様子や情報の把握や、情報共有に努め、組織的に対応する。
- ② いじめ問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引継ぎや情報提供を行う。

### (2) 「学校サポートチーム」…PTA・学校経営協議会・地域住民・関係諸機関 との連携

- 「十一小いじめ対策委員会」を支援する組織として活用する。いじめを含む、子どもの気になる様子を見聞きした場合には、速やかに学校に連絡してもらえよう協力を仰ぐ。
- いじめ発生状況及び対応状況の情報共有、対応等に対する意見交換、関係機関の対応策の立案を行う。

### 3 4つの段階に応じた具体的な取組

#### (1) 未然防止のための取組

- ①道徳科及び学級活動等におけるいじめ防止授業（年3回6月、11月、2月）を実施し、友情や思いやりなどの道徳的価値について自己の生活を振り返ることを通して、いじめをしない・させない心情を育む。
- ②関係諸機関と連携した「セーフティ教室（情報モラル教室）」や「SNS 東京ノート」を活用した授業を実施し、児童及び保護者にインターネットを通じて行われるいじめの実態を認識させ、家庭への SNS ルールづくりを啓発する。
- ③体育科（保健領域）や学級指導等において、全ての児童に「SOS の出し方に関する教育を推進するための指導資料『自分を大切にしよう』」の活用や学校外の相談窓口の周知し、悩みや不安がある場合の対処法について指導する。
- ④「生命（いのち）の安全教育」の全学年実施を通して、自他の生命を大切にする知識と態度、悩みや不安がある場合の対処法について指導する。
- ⑤児童会による「いじめ防止標語」募集と表彰、標語を校内に掲示し、「いじめを生まない、許さない」を常に意識させる。
- ⑥「あいさつ運動」（年3回、6月11月、2月）を実施し、豊かな心の育成を図る。
- ⑦「いじめ防止基本方針」について、年度当初の保護者会で確実に説明し、周知する。家庭・地域と連携して、いじめを許さない姿勢を地域社会総がかりで取り組む。
- ⑧教職員対象の研修会を実施し、「いじめ」に関する正しい認識と人権感覚の向上を図る。（年3回実施）

#### (2) 早期発見のための取組（いじめ見逃し「ゼロ」のための取組）

- ①「月ごとのいじめ実態調査」において、いじめの早期発見に努める。
- ②教育相談室（にこにこルーム）前へ「きかせてボックス」設置や、各種相談機関の周知し、児童の相談窓口等、相談活動の充実を図る。
- ③年間3回のいじめアンケート調査の実施と確実な聞き取りで、小さいいじめも見逃さない。
- ④教員が子どもの様子を日頃から気に掛け、いじめの確実な発見に努める。
- ⑤生活指導連絡会（週1回）における情報共有・交換で、組織的な対応に取り組む。
- ⑥スクールカウンセラーによる5年生の全員面談を実施し、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。
- ⑦学校便り、生活指導便り、保護者会等を活用した保護者への啓発と情報提供を依頼する。
- ⑧学校経営協議会において情報提供をし、地域での見守り体制の協力を仰ぐ。
- ⑨管理職、スクールカウンセラー、看護当番等が校内巡回を行い、子どもたちの様子を日頃からよく観察し、子どもの変化をいち早く把握する。

#### (3) 早期対応のための取組

##### ①組織的対応

- ・発見・通報を受けた教職員は、「学校いじめ対策委員会」で直ちに報告、いじめの事実確認を速やかに行い、対策委員会で情報を共有し、今後の対応を協議するなど、組織的に対応する。
- ・いじめの事実確認は、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもにそれぞれに行う。複数教員で聞き取りをし、その都度管理職へ報告をしながら、対応を協議する。
- ・事実確認の結果は、小平市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた子ども、並びにいじめを行った子どもの保護者に連絡する。

##### ②いじめを受けた子どもへの対応

- ・いじめを受けた子どもの安全確保を最優先し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。保護者

への報告や支援、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、子どもやその保護者へのケアも行う。

- ・いじめを受けた子どもの保護者に対し、電話連絡や家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことを伝える。また、できる限りいじめを受けた子ども、保護者の不安を取り除き、今後の学校での対応について相談しながら決めていく。

#### ③いじめを行った子への対応

- ・直ちにいじめを止めさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った子へ指導及びその保護者に対して助言を行う。
- ・いじめを行った子どもの保護者に対し、迅速に連絡し、いじめの事実を正確に説明する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーとの連携の下、いじめを行った子への心のケアを実施する。

#### ④いじめを見ていた子への対応

- ・必要に応じて、事実確認のための聴取、学級等における解決策の話し合い活動を実施する。
- ・自分の問題として捉えさせ、大人に報告できるように指導する。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー等によるメンタルケアを行う。

- ⑤いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知する。

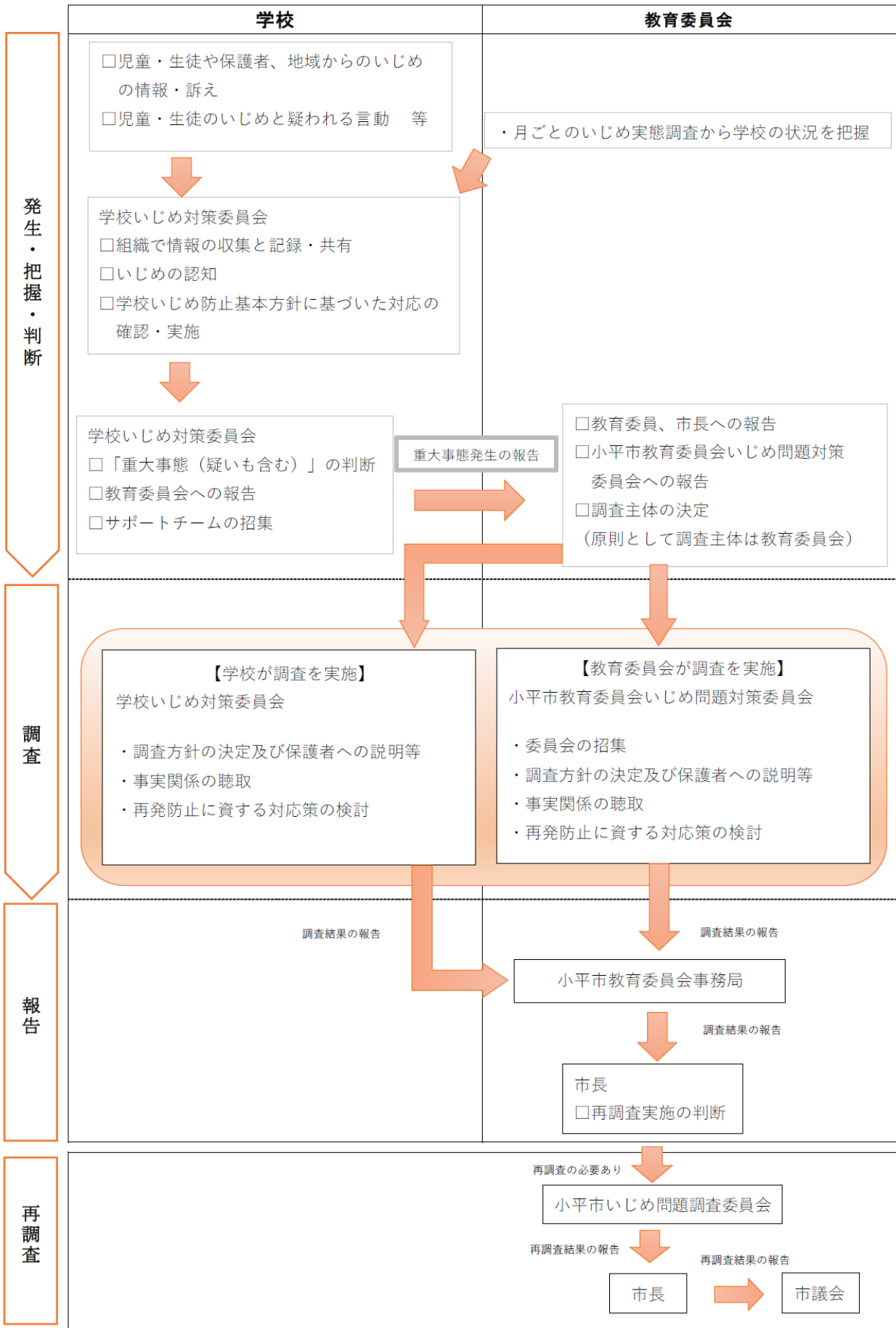
### (4) 重大事態への対処

- ①教育委員会への報告とともに、警察署への相談や通報、児童相談所、その他関係機関等と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- ②教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、緊急避難措置の検討、実施を見据えた対応などの重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。
- ④複数教員による当該児童の保護や情報共有の徹底を図る。また、いじめを行った児童やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。

## 4 取組の評価・見直し

- 学校評価にも「いじめ防止」に関する項目を設け、当該年度の取組について児童・保護者・学校関係者・教職員による評価を行う。
- 上記学校評価及び年度末評価を基に学校いじめ防止基本方針の見直し・改善を行い、次年度の方針を策定する。

# いじめの重大事態発生時の基本的な流れ



※上記の流れを基本としながら、個別の事案の状況に応じて対応する。